

最高裁秘書第225号

令和3年2月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和2年12月28日付け（令和3年1月4日受付、第020836号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総長に対する懲戒処分は誰が行うことになっているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書として、裁判所職員臨時措置法及び国家公務員法並びに裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則が考えられるところ、法令及び最高裁判所規則は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）